

夏合宿 第1問 (最二小決平成4年6月5日)

Xは、貸した金(100万円)をAがなかなか返さないで改めて電話で催促したところ、Aから「守銭奴」、「人でなし」などと罵られ、口論になった。Aは短気ですぐに暴力を振るうことから、Xは強く催促するのを控えていたのであるが、かくなるうへはAの自宅に押しかけてでも返済させざるを得ないと考えた。

Xは、A宅に押しかけた場合、Aがかっとなって殴りかかってくるのではないかと思い、それに備えて空手2段のYに加勢を頼んだ。Xとしては、Aが殴りかかってくればその機会を利用してYの空手技でAを痛い目にあわせ日頃の鬱憤を晴らそうと考えていたのだが、Yにはそのことは伏せ、単に、Aが万一殴りかかってきた場合には防衛に加勢してくれるよう言うに止めた。

Yは、Xから日頃世話になっていることから断るわけにもいかず、できるだけ穏便にことを処理してくれるよう念を押した上で、しぶしぶ同行することになった。Xは事前にAに対し金を受け取りに行くから用意しておくようにと伝えておいたところ、A宅に着くと、その玄関にAの友人のBも待ち受けており、「帰れ!」などと言いながら、Aはゴルフのクラブ、Bは素手で甲に殴りかかってきた。Xは、最初のうちは身をかわしていたのであるが、2人がかりの攻撃に耐え切れず、ついにBに顔面を強打されるにいたった。そこで堪らず、後ろに控えていたYに「やってくれ」と言った。

この発言を受け、YはXの身を守るためやむなく、まずAに対しその腹部に軽く空手技の突きを入れた。Aはそれによる苦痛に耐え切れず前かがみに倒れこんだ。ついでBがその隙をついて殴りかかってきたので、慌てたこともあり、その後頭部めがけ空手技の回し蹴りを思いっきりかけた。そのことによりBは勢いよく転倒し、意識不明の状態に陥った。

それらの行為により、Aは加療2週間を要する腹部等の打撲傷、Bは加療10ヶ月を要する頸椎損傷、頭部挫傷の重傷を負ってしまった。

X、Yの罪責を述べよ。(なお、特別法は検討しなくてよい。)